

令和8年1月5日

過半数労働者代表

(注)十分な考慮期間を設けること

□ □ □ □ 様

△△株式会社 北海道支店
支店長 ○ ○ ○ ○

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

+

当事業所において現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見を求めます。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

△△株式会社 北海道支店 札幌市中央区××-××

2. 延長しようとする派遣期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

令和5年4月1日～令和7年12月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移	正社員数の推移
製造部製造課	R5. 4. 1～R7. 9. 30	2名	2名
	R5. 10. 1～R6. 9. 30	1名	3名
	R6. 10. 1～R7. 9. 30	1名	3名
総務課	R6. 1. 1～R6. 3. 31	3名	3名
	R7. 4. 1～R7. 8. 31	3名	3名
	R7. 4. 1～R7. 12. 31	3名	3名

(注)上記の表は一例であり、意見聴取の実効性が高まるような資料を提供することが望ましい。

4. 回答期日

本通知に対する意見については、令和8年2月27日(金)までに当職あて提出願います。なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものとみなします。